事例 1 (個人としての利益相反)

【タイトル】

「兼業先企業からの物品購入」

【概要】

A教授は、株式会社Xに技術顧問として兼業し年間 500 万円の報酬を得ている。科学研究費により、研究に使用するため、特殊な装置を株式会社Xから購入したいと考えている。装置の価格は 500 万円ほどである。利益相反マネジメントの観点からどのようなことに留意する必要があるだろうか。

【関係図】



物品購入

【事例検討の着目点】

物品購入に際しては、所属機関の物品購入に係る規程を遵守することが前提となる。さらに本事例は経済的利益関係のある企業からの物品購入であるため、購入する装置が株式会社X製のものである妥当性について、確認が必要となる。

【マネジメントの例】

- ・ 物品購入の妥当性(購入先・必要性・代替性・価格妥当性・科学研究費の研究目的) について説明を求める。
- 大学の物品購入規程について遵守するよう求める。
- 購入に際して設置される仕様策定、機種選定の委員会等の委員等として参加する場合、議事の決定 権限を持つ委員長等に就かないよう求める。
- 購入後は、その手続きに係る書類を利益相反マネジメント委員会へ提出するよう求める。
- ・ 株式会社 X との新たな経済的利害関係が発生する場合や産学官連携活動等を実施する際には、事前 に利益相反マネジメント委員会に申告するようを求める。
- ・ 兼業の実施に際しては、大学の兼業規程を遵守すること。また兼業は、学外での活動であるため、 共同研究やその他本務との切り分けを行い、従事時間、従事場所及びエフォート管理についても外 部から問題提起された場合に説明責任が果たせるように、記録を付けるなど求める。

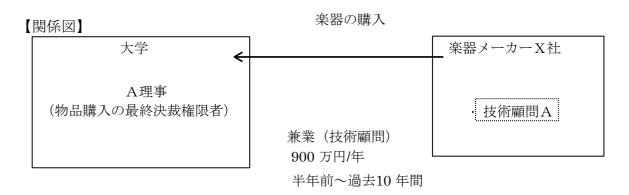
事例 2 (大学(組織) としての利益相反)

【タイトル】

「決裁権限者の利益相反」

【概要】

当大学では、高額物品の導入の最終決裁権限者は財務担当のA理事となっている。 当大学では、新たな研究施設の整備が進んでおり、同施設にて、楽器メーカーX社が販売している 高額の楽器の購入が検討されているが、A理事は、楽器メーカーX社の未公開株を保有している。



【事例検討の着目点】

物品購入の決裁権限者を対象とする組織としての利益相反マネジメントの事例である。A理事は、物品購入の決裁を行う時点で、すでに楽器メーカーX社との個人的な利益関係はなくなっている。本事例では、A理事が一年前まで過去 10 年間にわたり個人的な利益関係を有していたことをどのように考えるかがポイントになる。組織としての利益相反として社会から問題提起された場合のインパクトの強さ、A理事は楽器メーカーX社に対するこれまでの個人的な利益関係に着目し、決裁権限者から外れるよう求めることが必要となる。

【マネジメントの例】

- ・A理事に決裁権限者から外れてもらい、学長による決裁を行う。
- ・A理事に対し、企業等との新たな経済的な利益関係が生じる場合に、事前に利益相反マネジメント委員会に申告することを求める。

事例 3 (責務相反)

【タイトル】

「兼業と責務相反」

【概要】

兼業における責務相反の事例である。甲大学のA教授は、乙大学で客員教授として実技指導を目的とした有償の兼業を行っている。乙大学の依頼に応じ、毎週水曜日の午後に兼業をすることにして、甲大学から兼業許可を受けていたが、乙大学の都合で兼業の曜日を変更することがしばしば起こるようになった。その際、A教授は、兼業を優先させ、講義の休講、教授会や委員会を欠席するようになった。

【関係図】



依頼により曜日の変更(休講、会議の欠席が増える)

【事例検討の着目点】

兼業を行うに際しては、所属機関の兼業規程を遵守することが前提となる。さらに本 事例は兼業先の機関からの依頼を優先して兼業日を変更したため、本務校での業務に支 障がでていることについて、確認が必要となる。

【マネジメントの例】

- 兼業によって、本務の職務の遂行に支障が生じないように求める。
- ・ 兼業日(曜日、時間数)は、事前に詳細を確認し、本務を優先して設定するように求める。
- ・ 兼業先の業務を優先し、本務の職務の遂行に支障が生じる場合は、兼業許可を取り消す場合 がある。
- 大学の兼業規程について遵守するよう求める。
- ・ 兼業は、学外での活動であるため、本務との切り分けを行い、従事時間、従事場所及びエフォート管理についても外部から問題提起された場合に説明責任が果たせるように、記録を付けるなど求める。